

原災法に基づく通報等の運用について

2020年2月12日

【経緯】

2020年1月23日に実施した弊社総合訓練5週間前説明において、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報（以下、特定事象通報）及び、同法第25条に基づく報告（以下、25条報告）の運用について、弊社の現状の運用が法令の趣旨と異なることをご指導を頂いた。

これを受け、弊社における特定事象通報及び25条報告の運用について再度考え方を整理した。

【本日の説明内容】

- ①：特定事象通報において誤記等があった際の対応について
⇒特定事象通報に誤記等があった際の対応を見直し、特定事象通報の様式を用いて行う。

- ②：25条報告の実施頻度について
⇒25条報告の頻度について、最初の特定事象通報実施後の1時間を目安に行う。

①：特定事象通報において誤記等があった際の対応について

【これまでの運用と経緯】

過去に実施した弊社総合訓練において特定事象通報に関し複数の誤記が発生し、訂正の運用について確立していなかったことから、通報文のチェック体制の明確化を図り誤記自体を発生させない仕組みとした。また、自治体等の通報先に対し、特定事象通報と訂正報が入り乱れて送信されることによる不要な混乱を招くことを防止するため、特定事象通報に誤記が発生した場合においては25条報告による応急措置の報告と合わせて報告することとし、これまでの訓練説明の場において説明させて頂いていた。

【訓練 5 週間前説明で頂いたコメント】

- ・25条報告は特定事象発生後の応急措置の内容を報告するものであり、特定事象通報の訂正報で25条報告の様式を使用することは本来の目的と異なるため、運用を見直すこと。

【見直し後の運用】

特定事象通報において誤りがあった場合は、以下のとおり対応する。

- ・通報済みの特定事象通報において、訂正箇所を識別し、新たな通し番号を附番した上で再送する。

訂正方法の例

誤記訂正
6
(第 5 報)

特定事象発生通報 (原子炉施設)

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 静岡県知事, 御前崎市長 殿
(原子力防災管理者)

第 1 〇 条通報 第 10 条事象発生 第 15 条事象発生
(連絡責任者)

連絡先 0537-86-3481 (代) (〇〇 〇〇)

特定事象の発生について, 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所
特定事象の発生箇所	静岡県御前崎市佐倉 5561 地区 3 号機
特定事象の発生時刻	2020年2月28日 10時00分 (24時間表示)

特定事象の種類

静岡県御前崎市佐倉 5561 地区 誤記

浜岡原子力発電所 3号機 4号機

2020年2月28日 10時00分 (24時間表示)

想定される原因: 故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地震, 調査中, その他

検出された放射線量, 検出された放射線物質の状況, 主な施設・設備の状態等

復水器が使用不可の状態で, 余热除去ポンプ (A) (B) が故障し機能喪失したため

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

・新たな通し番号を附番した上で再送する。

・訂正箇所を識別する。

②：25条報告の実施頻度について

【訓練5週間前説明で頂いたコメント】

- ・過去の訓練における25条報告の実績が、最初の特定事象通報から2時間40分（昼休憩1時間程度を含む）であったため、今回示した時間（10条通報から30分目安）で発出すること。

【これまでの運用と経緯】

25条報告の実施頻度については、社内運用として以下のとおりとしていた。

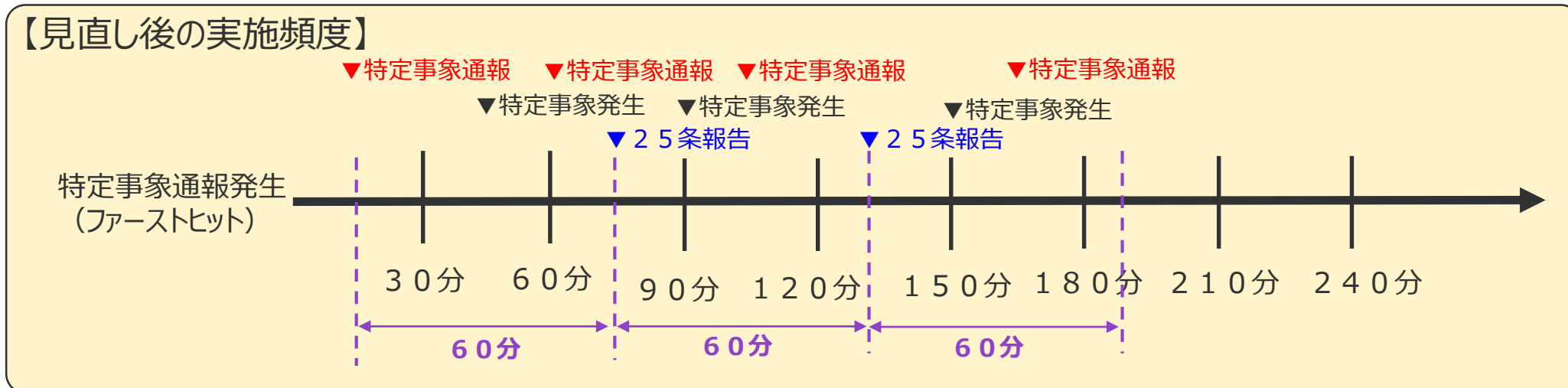
- ・FAX送信については、特定事象通報から30分後を目安に実施し、以降、プラントの状態が安定するまでは30分毎を目安に定期的に行う。

一方、訓練において立て続けに特定事象発生が続く場合において、25条報告に時間を要してしまうケースがあった。社内運用について、これまでの訓練実績も踏まえ、**最初の特定事象通報からの時間**を意識した以下の運用に変更する。

【見直し後の運用】

- ・**最初の特定事象通報から1時間を目安とし応急措置の状況について25条報告を実施し、2報目以降は1時間毎を目安に定期的に行う。**
- ・事象が収束しプラントの状態が安定したと判断した場合には、ERCプラントチームと協議の上、頻度を変更する。

2.5条報告の実施頻度のイメージ



○原子力災害対策特別措置法第10条第1項

原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

○原子力災害対策特別措置法第25条第1項

原子力防災管理者は、その原子力事業所において第十条第一項の政令で定める事象が発生したときは、直ちに、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、当該原子力事業所の原子力防災組織に原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせなければならない。

○原子力災害対策特別措置法第25条第2項

前項の場合において、原子力事業者は、同項の規定による措置の概要について、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に報告しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長に当該報告の内容を通知するものとする。